

ふくやまデジタルパートナー制度の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治体や企業等のデジタル化に係る課題解決に資する提案や参考事例の紹介等が可能な企業・団体等を「ふくやまデジタルパートナー」として登録し、6市2町で構成する備後圏域や当該圏域内に本社を有する企業等のデジタル化に係る取組に活用するため、ふくやまデジタルパートナー制度（以下「本制度」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(登録者)

第2条 この要綱において、「登録者」とは、第4条第5項の規定により、「ふくやまデジタルパートナー」として本制度に登録されたものをいう。

(登録資格)

第3条 本制度への登録資格を有するものは、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するものとする。

- (1) 福山市実証実験まるごとサポート事業で支援決定を受けたことがあるもの
- (2) 福山市の事業として、先端技術に係る実証実験を実施したことがあるもの
- (3) 福山市の事業に関わったことがあり、かつ、地方自治体や企業等のデジタル化に係る課題解決に資する提案や参考事例の紹介等ができるもの
- (4) びんごデジタルラボに参加したことがあり、当該取組に賛同できるもの
- (5) 前各号に準ずる実績があるなど、市長が登録することが必要であると認めるもの

(登録手続)

第4条 前条に定める登録資格を有し、本制度への登録を希望するもの（以下「登録希望者」という。）は、市長に「ふくやまデジタルパートナー登録申込書（以下「申込書」という。）」を提出しなければならない。

2 登録希望者は、申込みに当たり、次に掲げる事項に同意するものとする。

- (1) 市長が登録者の名称、住所、電話番号、メールアドレスその他登録者を特定するために必要な情報を名簿に登録すること。
- (2) 本制度の運営上必要な場合に限り、市長が登録者の情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、登録を承認しないことがある。

- (1) 申込みに当たり、記入した内容に虚偽の記載があった場合

- (2) 申込みを承認しない正当な理由がある場合
 - (3) 登録希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行うものである場合
- 4 市長は、第1項の規定による申込書を受理したときは、速やかに審査を行うものとする。
- 5 市長は、前項の審査の結果、申込みを適正と認める場合には、当該登録希望者を「ふくやまデジタルパートナー」として本制度に登録するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による登録をしたときは、電子メールにて、登録の申込みをした登録希望者に対して通知するものとする。

(登録期間)

第5条 登録者の本制度への登録期間は、無制限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、登録期間が終了するものとする。
- (1) 本制度が終了した場合
 - (2) 登録者が、第8条第2項に掲げる申込みを行い、登録を解除した場合
 - (3) 登録者が、第9条に掲げる行為を行い、登録を取り消された場合

(登録に係る費用)

第6条 登録に係る費用は、無料とする。

(禁止行為)

第7条 登録者が次の行為を行うことを禁止する。

- (1) 本制度を誹謗中傷する行為又は本制度の運営を妨げる行為
- (2) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を第三者に対して提供する行為
- (3) 「ふくやまデジタルパートナー」としての取組中に行う選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (4) 市長の承諾なく本制度の情報若しくは本制度が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (5) 「ふくやまデジタルパートナー」としての取組中に知り得た情報を第三者に対して提供する行為
- (6) その他法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(登録者の届出義務)

第8条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、市長に「ふくやまデジタルパートナー登録変更申込書」を速やかに提出しなければならない。

2 登録者は、登録を解除する場合は、市長に「ふくやまデジタルパートナー登録解除申込書」を速やかに提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条に掲げる行為を行ったとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が登録を取り消す必要があると判断したとき。

(損害賠償)

第10条 市長は、本制度の運営で生じた登録者の損害や登録者と第三者との間で生じた問題及びこれに伴う損害等全てに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(個人情報)

第11条 市長は、本制度の運営上必要な場合以外の目的で登録者の情報を利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(書類の様式)

第12条 第4条第1項の申込書その他この要綱に規定する書類は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）3月25日から施行する。